

静岡県水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第28号

静岡県水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県水循環保全条例施行規則（令和4年静岡県規則第31号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (開発行為の届出) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 条例第18条第2項第3号に規定する規則で定める開発行為は、次に掲げる開発行為とする。 (1)～(7) (略) (8)～(22) (略) <u>(23) 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）第3条第1項の規定による届出を要する開発行為</u> (24)～(26) (略) (27) <u>静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）第9条の許可を要する開発行為</u> 7 条例第18条第2項第6号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)～(3) (略) (4) 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号） <u>第2条第5項</u> に規定する産業廃棄物処理施設等の同条例第20条第1項に規定する設置等に該当する開発行為（廃棄物の処理及び清掃に | (開発行為の届出) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 条例第18条第2項第3号に規定する規則で定める開発行為は、次に掲げる開発行為とする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項若しくは第30条第1項の許可又は同法第21条第1項、第27条第1項若しくは第40条第1項の規定による届出を要する開発行為</u> (9)～(23) (略) (24)～(26) (略) (27) <u>静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）第9条第1項の規定による届出を要する開発行為</u> 7 条例第18条第2項第6号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)～(3) (略) (4) 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号） <u>第2条第5号</u> に規定する産業廃棄物処理施設等の同条例第20条第1項に規定する設置等に該当する開発行為（廃棄物の処理及び清掃に |

| | |
|--|--|
| <p>関する法律第15条第1項の許可又は同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可を要するものを除く。)を行う場合</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>8～12 (略)</p> | <p>関する法律第15条第1項の許可又は同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可を要するものを除く。)を行う場合</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>8～12 (略)</p> |
|--|--|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

「

様式第4号中

| | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置計画書 <input type="checkbox"/> 地形図 <input type="checkbox"/> 概況図 <input type="checkbox"/> 天然色写真 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 (枚) <input type="checkbox"/> 縦断面図 (枚) <input type="checkbox"/> 横断面図 (枚) <input type="checkbox"/> 構造図 (枚) <input type="checkbox"/> その他図面 (枚) <input type="checkbox"/> 完了時における図面 | を |
|---|---|

」

「

| | |
|---|-------|
| <input type="checkbox"/> 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置計画書 <input type="checkbox"/> 地形図 <input type="checkbox"/> 概況図 <input type="checkbox"/> 天然色写真 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 縦断面図 <input type="checkbox"/> 横断面図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/> その他図面 <input type="checkbox"/> 完了時における図面 | に改める。 |
|---|-------|

」

「

様式第7号中

| | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置変更計画書 <input type="checkbox"/> 地形図 <input type="checkbox"/> 概況図 <input type="checkbox"/> 天然色写真 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 (枚) <input type="checkbox"/> 縦断面図 (枚) <input type="checkbox"/> 横断面図 (枚) <input type="checkbox"/> 構造図 (枚) <input type="checkbox"/> その他図面 (枚) <input type="checkbox"/> 完了時における図面 | を |
|---|---|

」

「

| | |
|---|----------|
| <input type="checkbox"/> 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置変更計画書 <input type="checkbox"/> 地形図 <input type="checkbox"/> 概況図 <input type="checkbox"/> 天然色写真 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 縦断面図 <input type="checkbox"/> 横断面図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/> その他図面 <input type="checkbox"/> 完了時における図面 | に改め、同様式に |
|---|----------|

」

次のように加える。

(注) 該当する項目の□にレ印を記入し、括弧内に必要な事項を記入してください。

附 則

- この規則は、令和7年5月26日から施行する。ただし、第5条第7項第4号の改正、様式第4号及び様式第7号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の静岡県水循環保全条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。